

まえばしスポーツクラブ指導者派遣事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、まえばしスポーツクラブが実施する指導者派遣事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において指導者派遣事業とは、中学生の部活動に代わる活動の要請に対して、クラブにバンク登録した指導者を派遣し、運動指導を実施することをいう。

(利用者)

第3条 利用者は、原則として5人以上で構成された前橋市内で活動する中学生等の団体とし、営利団体を除く団体とする。ただし、公益財団法人前橋市まちづくり公社理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(内容)

第4条 指導の内容は、主にスポーツ競技種目で、事前に派遣希望団体と協議のうえ実施する。

(実施時間等)

第5条 指導の実施時間は午前9時から午後9時までの間とし、1回当たりの指導時間は3時間以下を基本とする。

(料金)

第6条 指導の料金は、指導者1人につき1時間1,800円とする。

(保険)

第7条 派遣希望団体はスポーツ傷害保険に加入していること。

ただし、指導者はクラブが加入するスポーツ傷害保険、賠償責任保険を適用する。

(会場)

第8条 指導の会場は、派遣希望団体が確保するものとする。

(申込み等)

第9条 指導者派遣事業の申込等については次のとおりとする。

- (1) 派遣希望団体は、原則として利用予定日の1か月前までに仮予約をし、2週間以内に指導者派遣利用申込書(様式)により公益財団法人前橋市まちづくり公社理事長に申し込むものとする。
- (2) クラブは申し込みに応じてバンク登録者を選出し、派遣希望団体の要請内容の連絡と受諾の可否を確認する。クラブは指導者に対し、依頼内容を書面をもって通知することとする。

附 則

この要項は、令和6年7月9日から施行する。